

第 8 回高山市新火葬場建設検討委員会 議事録

日 時： 平成 29 年 7 月 14 日 金曜日 13 時 30 分から 15 時 20 分まで
場 所： 高山市民文化会館 4-7 大会議室

出席者：

(新火葬場建設検討委員会委員) 31 名

竹内 治彦 片山 幸士 泊瀬川 孚 高木 淳 野尻 修二
岡村 康 鴻巣 智 阪本 太 清水 裕登 大野 二郎
野中 憲治 白尾 匡 水野 千恵子 釜屋 隆司 日野 貢
小峠 賢次 森下 美由貴 中田 幸男 田中 晶洋
大下 正幸 塩屋 正道 野中 隆平 狭場 芳男
岩茸 伸一 松葉 慶一 上坪 道利 林 順一
今井 久和子 谷口 大悟 小坂井 唯夫 岡山 紘

(高山市)

副市長 西倉 良介

(新火葬場建設検討委員会事務局)

事務局長・高山市市民保健部長 矢嶋 弘治 市民課長 田中 一美
市民課担当監 池之俣 浩一 市民課係長 大川 誠
市民課職員 義基 現徳

(傍聴者) 6 名

1. 開会あいさつ

委員長： 休憩が 3 カ月ありましたけれど、その間のことについては、後ほどご報告申し上げたいと思います。今日は、席が、後のことを考えまして、いつものコの字の形とはしていません。後からグループでディスカッションをしていただきたいと思いますので、このような形にしています。

後ほど副市長からもお話があるかもしれませんが、いよいよ、基本構想が固まりましたので、次のステップに入る、今日が初日だと思います。考えましたら、1 年かかっています。今後も粘り強くやってまいりますので、どうかよろしくをお願いします。

2. 副市長あいさつ

副市長： 本日は第8回目の新火葬場建設検討委員会ということですが、それぞれお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。有識者委員の皆様には、天候不順でご迷惑をお掛けしていますが、大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

今ほど、委員長からもお話のありましたとおり、前回、第7回目が3月16日でしたので、新年度に入りまして初めての会議になります。推進手順の5段階のうちの第1段階であります、基本構想の策定まではまとめていただきました。3月に、答申書を市長に提出していただき、先月まで市として基本構想という形でまとめて、市議会に協議をさせていただいたり、市民の皆様の見解を聞かせていただくということで、一定の期間をとらせていただいたところです。

市議会のほうに協議させていただいた結果の資料等は配付させていただいておりますので、ご存じのことと思いますが、市議会が2点の意見をまとめられました。1点目として、多目的機能、多目的ホールというものが、候補地の状況や、予算等を勘案して、必要に応じて設けるという機能からしても、面積であります、11,800平方メートルを固定化することなく、必要性を十分に検討して、事業を進めてもらいたいということです。2点目は、そうした固定化されたものではないということを、市議会との議論を踏まえて、市民の皆様に丁寧に説明していただきたいということでした。市議会との協議、市民意見を受け、市として、新火葬場建設基本構想(案)をまとめましたので、本日、まずはその説明をさせていただきたいと思っております。

さらに、今ほど委員長が話されたとおり、もうすでに1年が経っております。次の2段階目の推進手順に向かわせていただくわけですが、選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定の検討に本日から入っていただきます。本日も委員の皆様には、活発なご議論いただきますことを、冒頭でお願い致しまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

3. 委員会の成立等について

事務局： 2分の1以上の出席がなければ開くことができないとされていますが、ただいま42名の委員のうち、28名が出席していますので成立していることを報告させていただきます。

(以下、資料の確認)

委員長： 本日の検討員会は公開と致しますけれど、ご意見はございませんか。
では、公開致します。

4. 前回議事録の確認

委員長： 前回議事録は、すでに委員の皆様には配付されていると思いますが、
ご意見はございますか。よろしいでしょうか、では、ご承認いただけますね。
前回の議事録のご承認をいただきました。

5. 高山市新火葬場建設基本構想(案)について

委員長： それでは、先ほどから話が出ていますけれど、3月に検討委員会と
しての答申を、市長に致しました。それからは市議会の委員会、市民意見の
募集が行われてきましたけれど、その間の経過につきまして、報告を市から
いただきたいと思います。

事務局： 新火葬場建設基本構想(案)について説明させていただきます。

では、高山市火葬場建設基本構想(案)の説明の前に、検討委員会に答申い
ただいた内容から、その後どのような経過を踏まえたかを記載した資料も添
付していますので、まず、**資料2-2**をご覧くださいと思います。この
資料は、検討委員会の答申に対し、市がどのような点について変更や追記を行
い、その結果、どういった構成になったかをまとめたものです。左側の欄は、
検討委員会からの答申の項目で、真中の欄は、市が議会や市民のご意見を踏ま
えて検討し、変更または追記した内容、右側の欄は、基本構想(案)としてま
とめたものです。網掛けの部分は、検討委員会の答申に盛り込まれている項目
で、それ以外は市が追記した項目になりますのでお願いします。

次に**資料2-3**「新火葬場建設基本構想に関する議論、意見の整理」をご
覧いただきたいと思います。これは、基本構想(案)の各項目について、それ
ぞれ検討委員会における議論、市議会の議論、市民意見、そして基本構想(案)
の内容を掲載し、どのような議論を踏まえ、最終的にこのようになったかを整
理したものです。議論のうち下線で示すものは、基本構想(案)において明記
していませんが、今後の検討段階または設計段階において参考とすべき事項で

あると整理しています。

前回の検討委員会会議で議論いただいたとおり、検討委員会からの答申内容については、市で修正や付け加えなどせず、そのままの内容で、議会委員会に報告し、市民意見の募集も行いました。その議会の議論や市民意見を踏まえて、結果的にこのような基本構想（案）になったということをご理解いただきたいと思います。

では、本題の、**資料 2-1**「高山市新火葬場建設基本構想（案）」について説明します。

まず1ページをご覧ください。序章では、検討委員会における答申のとりまとめの経過や、市が基本構想をとりまとめた目的等をまとめています。

2ページをご覧ください。「第1章 既存火葬場の現況」です。市営の火葬場の概要、及び3ページは広域で利用している飛騨市の火葬場の概要についてまとめています。

4ページをご覧ください。それぞれの施設の位置を示しています。

5ページをご覧ください。市内における火葬の実績です。

6ページをご覧ください。現在の高山火葬場の主な課題と、今後の新火葬場建設に向けての前提となる事項をまとめたものです。

2ページからここまでの部分は、以前の検討委員会において、火葬場の現状と市の考えとして説明させていただいた内容になります。この部分は、答申には盛り込まれていませんでしたが、市民の皆様にご理解いただくうえで必要な項目であることから、データを最新のものに変更したうえで掲載させていただきました。

続いて7ページをご覧ください。「第2章 施設整備のコンセプト」というところです。こちらは答申いただいたコンセプトとまったく変わりありません。市民にとって新施設をイメージしやすく、大変分かりやすい基本方針であると考えています。

次に、8、9ページをご覧ください。「2. 施設の整備方針」ですが、これはより具体的に新火葬場がイメージできるように、基本コンセプトと基本方針に基づいて、市として具体的な整備方針をまとめたもので、新たに加えた部分になります。

まず、①の「故人の旅立ちにふさわしい厳かな空間」については、日常生活の喧騒を感じさせない、静かで落ち着いた空間づくり、告別・収骨室や待合室の火葬炉ごとの個室化などを、②の「見送る人々にとってやさしく温もりのある空間」では、あらゆる方へ配慮した施設整備、原則平屋建てとすることなどを、③の「高山の自然・文化・伝統に根差した高山らしい空間」では、原則木造化、地元の木製家具の利用などを、④の「公共施設としてふさわしい建物」

では、インフラ整備に高額なコストがかからないことや、省エネルギーへの配慮、施設に親しみを持てる機能の整備、大規模な森林開発がないこと、高効率な集じん設備を設置、周囲に対する防音の配慮など、これらをそれぞれ整備方針と致しました。

続いて10ページをご覧ください。「第3章 火葬炉数の設定」です。「1. 将来の火葬需要の予測」です。

11ページをご覧ください。「2. 必要な火葬炉数の算定」ですが、検討委員会において、市では火葬炉数算定のマニュアルにより、理論値として火葬炉が4基必要であると説明していましたが、その算定方式が非常に複雑で分かりにくいものであったため、改めて市において、現状の火葬実態を踏まえ、将来、火葬件数が増加した場合でも、現状と同程度、それ以上の対応ができるよう検討し、火葬炉は4基必要と判断したところです。答申においても火葬炉を4基と想定していただいておりますが、算定の根拠を改めて掲載させていただくこととなりました。

次に12ページをご覧ください。「3. 火葬炉運転業務計画」です。ここは、特に市民意見でも「火葬の集中する昼の時間帯にできるだけ多く火葬できるようにしてほしい」との意見もあり、火葬の希望が集中する時間帯に4件の火葬ができるように、従業員の体制やご遺族の交錯を避けることを考慮して、運転業務計画を想定しております。

13ページをご覧ください。「第4章 施設の整備内容」です。議会や市民のご意見を踏まえ、答申内容を再検討し、一部変更しております。「1. 施設の基本的機能」については、答申では4つの部門に分類されていましたが、部門という表現は、施設整備を前提とするイメージがあることから、これを機能として整理しました。また、多目的機能については、答申では、葬儀のほか多目的に利用できるスペースとされていましたが、市としては、火葬場を迷惑施設ではなく、市民や地域の方々に、施設に親しみを持ち、多目的に活用していただけるような機能を持たせたいと考えました。なお、この機能については、答申と同様、候補地の状況や予算等を勘案し、必要に応じて設ける機能とするとともに、待合機能や外構機能に併せた整備も検討することとしています。その他の機能については、基本的に答申と同様の機能を持たせることとしています。

14ページをご覧ください。「2. 延床面積及び敷地面積の試算」です。多目的の機能については、必ずしも建物ということではなく、市民や地域の方々に親しみを持って多目的に活用いただける火葬場となるような機能を設けたいと考えています。ここにあります面積の試算では、この多目的機能について、仮に多目的ホールを想定した場合の試算としました。この表中の面積は、延床

面積、敷地面積とも、施設としての基本的機能を備えるために不足のない数値として試算したものになります。従いまして、候補地の選考にあたっては、この延床面積の3,700平方メートルや敷地面積11,800平方メートルを、必須条件と位置付けることなく、土地の状況や周辺環境等に応じて、柔軟に対応することとしました。このことをどうかご理解いただきまして、候補地の選出、選考にあたっていただきたいと思います。

「(1) 延床面積の試算」、15ページの「(2) 敷地面積の試算」の面積の数値については、答申内容と変わりありませんが、建設候補地の検討におきましては、多目的ホールはあくまでも仮としていますので、このホールがない場合、この機能がない場合の想定もしていただきながら、候補地の検討をしていただきたいと思います。

17ページをご覧ください。「3. 建設地決定後の事業スケジュール」は新たに加えたもので、建設地の決定後、環境影響評価や測量調査、設計、敷地造成、本体工事という流れで、概ね5年後からの供用開始を想定しています。

この基本構想(案)につきましては、市議会委員会にお諮りし、議会から2点の意見をいただいております。先ほど、副市長のあいさつの中でもお話しがありましたけれど、1点目は、多目的機能などについては、不確定要素が多い中、現時点で面積等を手続き上固定化するのではなく、必要性を検討する中で進めることです。先ほど説明しましたように、延床面積の3,700平方メートルや、敷地面積の11,800平方メートルを固定化することのないよう、お願いします。

それから、2点目は、市議会委員会における今までの議論を踏まえて、市民に丁寧に十分納得できるように説明することです。市民への説明については、来週7月21日金曜日の午後7時から市民説明会を開催し、基本構想について説明する予定としています。以上で基本構想の報告を終わります。

委員長： 検討委員会からの答申後、3カ月かけて、市議会の委員会、並びに市民意見の募集を行った結果ということです。一応、このように「高山市新火葬場建設基本構想(案)」、「(案)」と付いていますが、これでほとんどこのとおりだとは思うのですけれど、決裁が終わりましたら、「(案)」が取れます。市が説明したように、これで市民説明会にも耐えられるということです。検討委員会は、答申を出すまでが仕事ですので、後は議会と市民の意見を聞きながら、基本構想を作っていただいたということで、特別にご質問がなければ、この報告を受けたという形にしたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告を受けましたので、よろしく願います。

6. 【議題1】選考対象となる候補地の選出方法について

委員長： それでは、議題に入らせていただきます。一つは、これからやっていく、選考対象となる候補地の選出方法についてということなのですが、要するに、適当にやるのか、きちっと公募をしてやるのかということです。

基本的に、委員長としては、完全なる公募にしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。それに、公募につきましては、自薦もありますし、それから、他人の土地かもしれませんけれど、あの土地はどうかということも含めて、つまり、自薦、他薦を含めての公募ということを、検討委員会が考えていく土台にしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

選出方法について、私は結論的なことを申し上げているのですが、ご意見はないでしょうか。前回、行政が候補地の選考を行った時には、公募形式をとっていません。それで、私は、今回は絶対に公募にしたい、検討委員会としてはやりたいと思っております。このようなことで、よろしいでしょうか。ご意見がございましたら、おっしゃってください。それでは、公募とする、それから自薦、他薦を問わないということに致します。よろしいですね。それでは、選出方法についてはそのように致します。

7. 部会の設置について

委員長： 候補地を公募にするということになりますと、いろいろと、公募の条件などを考えなければいけないと思っております。本日、5つにグループを分けておりますけれども、公募するに当たってのいろいろな審査の要件を、項目を考えていただきたいと思います。

前回、市で考えた時、公募ではなかったのですが、例えば市役所から5キロメートルの範囲内などというふうに、限定がされ、考えていった。例えば、それを10キロメートルにする、15キロメートルにするなど、いろいろとあると思っております。あるいは、こういう所は避けたいという場所もあると思っております。それから、造成に多大なお金がかかる場合は避けていきたいなど、そういうことを、5つのグループで4、50分、討議していただきたい。

それからもう一つ、有識者5名と、地元の方6名を選出し、部会を設けたいと思っております。今日の議論を踏まえながら、細かく条件を決めていく時、あまり

たくさんの方ではいつまでも時間がかかるとお思いますので、部会を設けさせていただきます。これについて、規定の説明をお願いします。

事務局： 部会につきましては、この検討委員会の設置条例第7条に、「委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる」、「部会に属すべき委員は、委員長が指名する」となっています。

委員長： ということで、部会を設置したいとお思います。その部会につきましては、非常に細かなことを検討しますので、非公開とさせていただきますけれど、よろしいでしょうか。非常に細かな情報をもとにして、条件設定をしていきます。

それでは、部会委員の指名ですけれど、私のほうから指名させていただきます。私は部会に入ります。上坪副委員長、それから、竹内 治彦委員、秋山 孝正委員、豊田 洋一委員、泊瀬川 孚委員、竹内委員から泊瀬川委員までは有識者の委員です。地元から、野尻 修二委員、野中 隆平委員、水野 千恵子委員、田中 晶洋委員、岡山 紘委員。私を除きまして10名の方に部会の委員をお願いしたいとお思いますので、よろしくお願ひ致します。

この部会は、予定では8月7日に行います。そして、8月18日に次回の検討委員会を行います。この時、完全に条件を話せるかどうか分かりませんが、それを前提にして18日の検討委員会を開かせていただきたい。そこでご検討いただきたいと思っています。これは、あくまで、公募する時に書かなければいけないことを明記するための作業です。候補地を決める作業ではありません。

8. 【議題2】選考対象となる候補地の条件について

委員長： それでは、各グループでのディスカッションをしていただく前に、市側から、候補地を選ぶにあたって、絶対に避けなければならないことなどがありますので、法令について説明させていただきます。

事務局： それでは、**資料3**「考慮すべき土地の区域指定等」をご覧ください。事務局で把握している、法令等での土地の規制等については、この一覧のとおりです。これらの指定の全てがだめだというわけではありません。上のほう、網掛けがしてある1番から8番までは比較的強い規制がある区域です。9番から17番は、具体的な土地によって規制の強弱もありまして、選考の参考にすべき区域ということになります。

1番の都市計画の住居専用地域ですが、都市計画で火葬場が建てられないと

決まっている区域です。2番の砂防指定地、3番、急傾斜地崩壊危険区域、4番、地すべり防止区域は、県の指定で防災上、強い開発規制がある所です。5番、6番の風致地区、市の決まりですが、景観上、厳しい開発の規制があります。7番、埋蔵文化財包蔵地は、発掘などの調査が必要ということで、事業の推進が困難になることが多い区域になります。8番、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですが、建物の構造規制などがありまして、安全面、コスト面からも基本的には避けるべき区域と考えています。

9番、送電線下、10番、保安林は、場所によっては建てられない、具体的な土地によるというところなんです。11番、里山景観重点区域、里山に留意すべき区域ですが、建築物の高さが10メートルまでという規制があることに特に注意が必要です。12番、都市計画での1番以外の用途が住宅地、商業地、工業地といった用途の指定があります。1番以外の所は、都市計画決定をすることで火葬場も建てるのが可能です。13番、農振農用地ですが、転用手続きが必要となりますが、都市計画決定をすることで、田んぼ、畑でも転用して建設することは可能です。14番、住宅や病院の近くということですが、これは市の決まりで、火葬場の設置にあたり、承諾書が必要となる範囲です。15番、いわゆるイエローゾーンですが、山間部である本市は谷川沿いなど、多くの場所が指定されています。特段の規制はありませんが、土砂災害のおそれがある区域になります。16番、活断層ですが、こちらは科学的に解明されていないことも多く、危険だと認識されている所ですが、特段の規制はありません。17番、浸水想定区域は、市がハザードマップで色分けをしているものですが、これも特に規制はありません。一番下の参考という項目ですが、市の規則で、火葬場の敷地と隣地との境界は垣等によって明らかに隣地から建物を見通すことができないこと、というどの候補地でも同じなのですが、そのような決まりがありますので参考としてください。

また、この表に記載されていませんが、先ほど、委員長からもお話がありましたけれど、市が候補地から除いた場所としては、法令等の決まりは何もないのですけれど、市役所から5キロメートル以内にしたい、5キロメートル以上は除きましようと思いました。ごみ処理場や汚泥処理場に隣接した地区はやめましようというふうにしました。また、病院等からよく見える場所は除きましようということも、以前は考えました。法令等、法令以外のことも触れましたが、以上で説明を終わります。

委員長： 徹底的にこだわらなければいけないことと、それほどではないことがあると思います。

それでは、1時間ぐらいかけて、それぞれディスカッションに移っていただいて、雑談からでも、何からでもよろしいので、1時間ほど、意見を出してい

ただきたいと思います。事務局も、これまでのこともありますので、それぞれ1名ずつ入っていただきます。それではよろしくをお願いします。

委員： **資料3**について説明していただいたのですが、今の説明の中で引っ掛かるところがたくさんあるのです。それというのは、市役所から5キロメートル以内ということに、なぜ今さらこだわっているのでしょうか。

委員長： それはもうないのです。

事務局： 以前に市ではこういうことを決めていたということです。以前のことを説明させていただいたので、全く新たに、今日はお考えいただきたい。

委員長： 20キロメートルであろうとかまいませんから、ということです。

委員： 了解しました。

(以降、5グループに分かれての討議を行う)

委員長： 3時になりましたので、行政の方は席にお戻りください。議論を始めたらなかなか終わらないことかと思えますけれど、第1グループから、5分程度で、どんな意見が出たかを説明してくださるよう、お願いします。

委員： 皆様に活発にご意見をいただきました。意見をまとめる必要はないということでしたので、いろんな意見を並べていきました。書記を務めた委員の方から発表していただきます。

委員： いろいろな意見が出まして、場所についての時間、距離についてなのですが、距離のことはあまり考えずに、市役所から15分から20分程度の場所ということで、待つとしても30分ぐらいということで選定すればよいのではないかという意見が出ました。また、今ある、久々野と荘川の火葬場のことも考えて、どちらからでも15分から20分ということも考えたほうがよいのではないか。また、山の中に入っていくと冬道のことがありますので、その分時間等もかかってきますので、そういったことも考えて選定したほうがよいのではないかという話も出ました。

10,000平方メートルぐらいの場所が必要ということで、どのような場所が出るのか分かりませんが、周辺住民から同意が得られる所を進めていったらよいのではないか。

また、農地等の話も出まして、高山の場合ですと、山のふもとには遊休農地が多いということで、そういう所については、私の見た限り、よい場所が多々あるのですが、そういう所もありますということでした。市街地ですと、農地となると農振地域ということで、手続き、問題等が出てくるので、そういう所は無理じゃないかということをおもいました。

市役所から15分から20分ということになりますと、結構な場所まで行けるということで、場所によってはインフラ整備にお金がかかってしまうという

ことがあるので、避けたほうがよいのではないかという意見もありました。よい建物を建てようとしている中で、土地代、その整備などにお金をかけすぎてしまうと、建物のほうをけちっていかなければならなくなるということもあります。

セレモニーホールを整備した時に、あまり場所が遠くなりますと、遠い人と葬儀に行って帰ってくるだけで、2時間仕事になってしまうということで、なるべく15分から20分程度で何とかならないかという意見がありました。

委員： 追加でよろしいでしょうか。要望としまして、他地域での選定時の公募の条件があれば、今度の部会などで参考にさせていただければありがたいということで、そういう資料を求める声もありました。

それからもう一つ、公募の時に自薦、他薦ということもありましたけれど、自薦はよいのですが、他薦の場合、地主でなく、部外者が推薦してくるようになった場合、トラブルにはならないのかという心配する意見がありました。議論は尽きていませんが、他薦についてはそのような意見もありました。

委員長： 分かりました。先ほど決めましたように、一応、選考方法としてはそのようにしております。そういう具体的な問題が出てきて、はたしてチェックできるかどうかということは、まだ公表の段階ではないという形で、やっていきたいと思えます。それでは第2グループ、お願いします。

委員： 第2グループの説明を致します。まず一番初めに出了たのが、当初、高山市で策定した、比較項目というのがあるのですが、その中の「故人との最後の別れのセレモニーにふさわしい火葬場」と「近隣住民の生活環境に配慮した火葬場」という項目があるのです。この項目は大切なことだから、重点的に引き継がれるべきことではないか。今回配付された資料3「考慮すべき土地の区域指定等」では、できたら1番から12番は全て外したほうがよい。

それから、もう一つは、基本的に、あくまで斎場からの距離が問題なのであって、自宅からの距離という問題ではないのですから、市内の葬儀場からの距離、アクセスを考えたほうがよいのではないかということです。それから、当然、住宅の近場にならぬほうがよいということはあるのですが、どちらにしても、郊外になっていくのではないかと思います。そのような意見が大半でした。

委員長： どうもありがとうございました。では、第3グループお願いします。

委員： まとまることはなかったのですが、やはり避けることを考えますと、スカイパークの時に起きた問題を考えたら、もともと公園だった場所を火葬場にするということに、いろいろと市民の反対の声があったということで、公園や、既存の建物を壊してでも作るということは避けるべきという意見がありました。災害のことを考えたら、土砂崩れのない所はもちろん、災害に

強い場所であることが必要ということです。やはり、高山は雪が多いので、坂道などは避けるべきといった意見が出ています。

それから、施設に多目的ホールを作りますと、こだわる必要はないということですが、11,800平方メートルということを見ると、多目的ホールを作らなかったら、建設に必要な面積も変わってきますので、そういったことを考える必要も出てくると思います。

それで、新しい着目点で考えたことが、中部縦貫道が整備されますので、何年後にできるのかは把握していませんけれど、今後、中部縦貫道が、丹生川のほうまで伸びるということを見ると、高山地域を東西で考えてはどうかという意見が出て、今まで思ったことがなかったので、感心した意見だったのです。中部縦貫道や国道のことも考えて、もし仮に中部縦貫道が何かで閉鎖された時でも、国道41号線もあるから、影響が少ないということも考えると、今ある所が久々野、荘川方面なので、そうではない、清見方面、丹生川方面に作るということも、考える要素としてはよいのではという意見も出ました。今までそういうことを考えたことがなかったので、これは非常によいかもしれないという感想です。インターチェンジの近くだと建物などがないので、インターチェンジの近くに作るということも、今後計画的に、中部縦貫道の完成も視野に入れていくということも必要かということが出ました。今後、土地を持っている方が、公募してくる可能性がありますので、そういったことも課題になってくるのではないかという意見も出ました。

委員長： ありがとうございます。それでは、第4グループ、お願いします。

委員： 第4グループは、ブレインストーミングのような感じで、備えるべきことと避けるべきことをランダムに出していただいて、カテゴリー分けをしてみました。備えるべきこととして、場所としては、具体的に、越後方面ですとか、瓜巢、原山、ひょうたん池、原山スキー場の跡地といった、具体的な場所も出ています。あと、取得費用の安い所という意見も出ました。

アクセス面に関しましては、片道30分以内、市民にとってアクセスのよい場所、除雪費のかからない所、アクセス道路の幅が広い所、公共交通機関が近い所という意見が出ました。

景観に関しましては基本コンセプトも気にしながら、自然が美しい所、芝生のある所、静かな場所、北アルプスの見える所、基本コンセプト、基本方針を盛り込んで考えてもらうという意見が出ました。

避けるべきこととしまして、防災上の課題がある場所、環境面では、幹線道路、鉄道に直接接していない場所ということがありました。あと、住宅地というカテゴリーでは、風致地区、民家から200メートル以内、風向きの中で、市街地の風上は避ける、将来、市街地となることが予想される所は避ける、あ

と、生活圏からある程度離すという意見が出ました。

あと、病院ですとか、老人施設、公共施設等から離すという意見で、老健、保育所から3キロメートル以上離す、学校、病院、住宅群、公園はある程度避ける、公共施設、多人数が集まる場所は避ける、具体的にスカイパークは避けるという意見もありました。

あと、経路に関しまして、火葬場に入出入りする道路として、住宅地や繁華街をなるべく通らない場所という意見が出ました。

委員長： ありがとうございます。それでは、第5グループ、お願いします。

委員： 第5グループでは、今日示されました基本構想（案）の、8、9ページに市が書いた施設の整備方針がありましたので、それを検討台にして、これは具体的にどういうものなのかと議論するところから始めて、それから備えるべきこと、避けるべきことという紙を後から配られたので、それに合わせてまとめたという形で進めました。

備えるべきこととして、場所のことで、「日常生活の喧騒を感じさせない、静かで落ち着いた空間」というのはだいたいどの辺りだろうかということで、以前の5キロメートルとか、10キロメートルとか、キロメートルでいうと分かりにくいかということで、だいたい旧高山市内というイメージでまとめました。アクセスとして、道が広く、特に冬場に対面通行に困ることのない、アクセス道路があることです。アクセス道路の条件としては、一方通行で往復が分かれていて、対面通行をしないで済む。ないしは、センターラインがあって2車線、片側1車線が完備されているアクセス道路ということが条件になると思います。できれば、周りに自然などがあって、少し隔離感がある場所がよいのかと思います。

それから規模のことで、応募要件からは、多目的機能分の面積は2,000平方メートルぐらいということですが、これを外して公募するのがよいのではないか。市議会の議論とか、市民意見を拝見しても、必要ないのではないかとの意見のほうがむしろ多かったので、これを合わせた面積で公募をすると後で混乱しては困るから、最初から外した状態で設定してはどうか。施設のイメージとしてはコンパクトで、必要最低限備わっているものであり、公園型の整備をして市民の憩いの場となるというより、必要最低限の整備が、つつましくというか、整っているものがよいのではないか。

避けるべきこととして、どんづまりというか、閉塞感のある所はよくないということで、道を入っても通り抜けることができるなど、ある程度の解放感がほしいということでした。周辺に住宅、商店があまりないということは、これまでどおりということで、資料3の区域指定では、14番は除外するということで進めてはどうでしょうか。それから、過度な開発は避けたほうがよいだ

ろう。インフラ設備、特に造成は、なるべくコストがかからない所が好ましいだろうという意見でした。

9. 次回会議について

委員長： ありがとうございます。5つのグループに分けて、そのほうが意見が出やすいだろうという形で進めてまいりましたけれど、いろんな意見が出たことに感謝しています。この意見を全部集約すれば、本当によいものが出てくるか、それは今後の課題です。どこまで取り入れられるということを考えながら、8月7日に11名の委員で部会を行います。それまでに、今出てまいりました意見については、事務局のほうで整理していただきたいと思っています。そういうことをベースにして考えていきますと、非常に考えやすいし、ここで皆様から出た意見として、極力生かしていくという形をとりたいと思っています。

7日にとりあえず部会をやってみる。それでどのような形ができるかを、次回の8月18日の検討委員会でお話しできるよう、そこで結論が出るとよいのですが、出るか出ないかは焦ってはいません。非常に重要なことに入っていきますので、できれば結論を出したいけれどという形でのぞみたい。

今までの、多目的ホール、葬儀場のこともそうですが、意見を集約しながら、それでも両方の意見がありますから、縛られることのないように、第5グループからありましたように、多目的ホールは外した面積として公募をしてみてもどうかという、これも市議会や市民意見、あるいはこの委員の中でも分かれるところでしたので、分かれてはいるけれども生かしてはいきたいと思っています。

山場がこれから続くかと思えますけれど、どうかご協力をよろしく願います。今日の意見をもとに致しまして、8月7日の部会を開きたいと思えます。

10. その他

11. 閉会

副委員長： 初めてのグループ討議ということで、熱心に議論を交わしていただき、ありがとうございます。今ほどありましたように、8月7日の部会

で、今日のとりまとめをしていただいて、8月18日の検討委員会に進んでいくというスケジュールです。今日は熱心に検討をしていただき、ありがとうございました。以上をもちまして、今日の会議を終わらせていただきます。